

令和 2 年度

公益社団法人兵庫県柔道整復師会保険講習会アンケート：質問

(質 問)

施術所のホームページ等で料金が負傷部位数や負傷日から換算した通院日数に関係なく端数の出ない料金が掲示されていることが多々見受けられますが、違法ではないでしょうか？

また、なぜそのようなものがまかり通っているのでしょうか？

看板広告に関しても養成校の関係法規で学んでいるにも関わらず広告してはならない文言等であふれかえっています。まじめにルールを守っている者がバカを見る業界なののでしょうか？

(回 答)

確かに以前から目を向けられていなかった問題ですが、本講習会三橋先生のご講演であったように平成 30 年 5 月 10 日より「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」を立ち上げ、この問題に取り組んでいます。第 8 回の検討会ではウェブサイトについても議論が行われています。個人においても講演で紹介された厚生労働省委託事業の「医療機関ネットパトロール」(<http://iryoukoukoku-patroll.com/>)を活用していただきたいです。また、弊社においても保健所に向き改善を求める活動を行っています。

「まじめにルールを守っている者がバカを見る業界なののでしょうか？」我々柔道整復師業界だけでなく、法の目をかいくぐって得をした者がもてはやされているような風潮があります。もちろんそうであってはいけないので「日整に入ると制約が多い、うるさい」などと思われ会員数が減少するというジレンマに陥りながらも、弊会は法を遵守するよう指導を行って参る所存です。

現在のように責め続けられて弱い立場にある我々は、自省しながらも団結してより良い業界を目指していく必要があります。一柔道整復師として個人の向上、業界の発展を考慮し行動していただければ幸いです。

(要 望)

本来は日曜日も開院しているので曜日や時間帯を録画等で調節してほしい。

(回 答)

講師側からの意向で録画・撮影及びそれに伴う SNS へのアップを禁止されることが多いため、講師側との交渉が必要となります。次回開催以降、そういった点も対応できるよう調整していきたいと思えます。